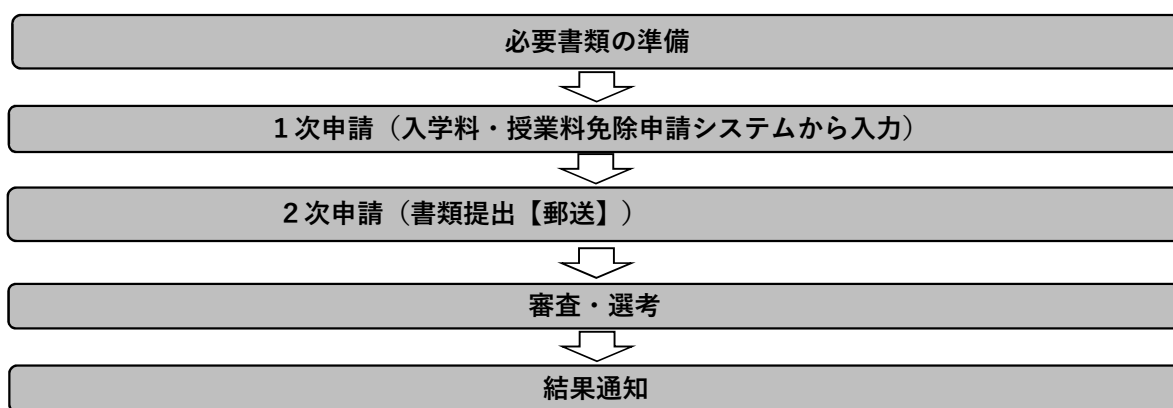


熊本大学 令和3年度 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 (通年) 申請のしおり

大学院新入生用 (私費留学生を除く)

※令和3年度から入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の申請は、「入学料・授業料免除申請システム」(以下、「申請システム」という)を利用して申請します。

《入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請の手順》



【目次】

1. 入学料免除・徴収猶予制度及び対象者	P 1
2. 授業料免除制度及び対象者	P 1
3. 「災害枠」の制度及び対象者	P 1
4. 選考方法	P 2
5. 免除の判定結果の確認方法	P 2
6. 申請手続	P 3
7. 提出書類	P 5
8. 入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書 作成について	P 8
9. 免除申請に係る収入限度額の目安	P13
10. 免除に関するQ & A	P14
11. 申請に当たっての注意点・個人情報の取扱い・問合せ先	P15
12. 提出前セルフチェックシート	P16

1. 入学料免除・徴収猶予制度及び対象者

(1) 入学料免除

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき選考の上、入学料の全額又は半額の納入が免除される制度です。

- ①経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ②入学前1年以内において、入学者の学資を主として負担している者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納入が著しく困難と認められる者

(2) 入学料徴収猶予

経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難である場合に、学生からの申請に基づき選考の上、入学料の納入が猶予される制度です。（この制度は、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。）

※注意

免除結果が、不許可となった者及び半額免除となり半額を納入する必要がある者については、結果発表後2週間以内（7月上旬～中旬）に入学料を納入していただくことになっています。納入期限まで期間が短いので、入学料免除を申請する者は、入学料徴収猶予を併願されることをお勧めします。

なお、入学料徴収猶予が許可された場合の納入期限は、**令和3年9月30日（木）**までですが、不許可となった場合は、結果発表後**2週間以内に納入**していただくことになります。

2. 授業料免除制度及び対象者

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額の納入が免除される制度です。

- ①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる者
- ②授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入生が入学した日が属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる者

※注意

免除結果が、不許可となった者及び半額免除となり半額を納入する必要がある者については、授業料を**7月12日（月）**に「**授業料の銀行預金口座自動引落とし**」により納入することになります。免除決定から引落としまでの期間が短くなっておりますので、ご注意ください。

- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の申請に必要な様式や証明書類等は、共通で審査します。
- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、申請に必要な様式や証明書類等は、1セットのみ提出してください。

3. 「災害枠」の制度及び対象者（入学料免除・徴収猶予及び授業料免除共通）

- ・災害救助法適用地域で被災した世帯の学生で、家計急変のため修学が困難となった者
- ・災害発生後1年以内の災害を対象
- ・罹災証明書により、学資負担者の居住する家屋が「全壊」または「大規模半壊」と判定された者
※学資負担者とは、学生本人の保護者（保証人）
- ・独立生計者の認定要件を満たす者に限り、本人所有の持ち家（証明書提出）が被災した場合を対象

4. 選考方法（入学料免除・徴収猶予及び授業料免除共通）

（1）入学料免除・徴収猶予及び授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、本学における予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に選考を行います。

※家計困窮度が高いと判断された場合であっても、学力基準を満たしていなければ免除になりません。

（2）学業成績基準は次のとおりです。

- ・大学院修士・博士前期課程1年次：本人が在籍する研究科等における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者
- ・大学院修士・博士前期課程2年次：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科等の定める一定基準以上の者
- ・大学院博士・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科等が求める一定基準以上の者

（3）家計基準については、収入限度額の目安（半額免除の場合）をP.13に記載しています。世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられますので、申請前に必ず確認してください。

なお、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で選考を行いますので、必ずしも入学料免除（徴収猶予）、授業料免除されるとは限りません。

（4）申請に関して、記載すべきことが入力されていないものなど申請書に不備がある場合、又は必要な証明書が提出されていない場合は、選考から除外されます。

（5）記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除（徴収猶予）決定後でもその許可を取消すことがあります。

5. 免除の判定結果の確認方法

学生本人が次の要領で学内のパソコンから確認してください。

<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く。「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「授業料免除」「入学料免除」「入学料徴収猶予」の欄で結果確認

※注意

免除結果が「半額免除」「不許可」の場合、入学料と授業料で納入方法と納入期限が異なります。詳しくは、1ページの各「注意」をそれぞれ確認してください。

6. 申請手続（入学科免除・徴収猶予及び授業料免除 共通）

入学科免除・徴収猶予及び授業料免除の申請を希望する者は、申請システムを使用します。

「**1次申請**」（入学科・授業料免除申請システム入力）に必要な事項を入力し、入力内容が印字された申請書を出し、必要書類を添えて、提出期限までに郵送で提出 「**2次申請**」してください。

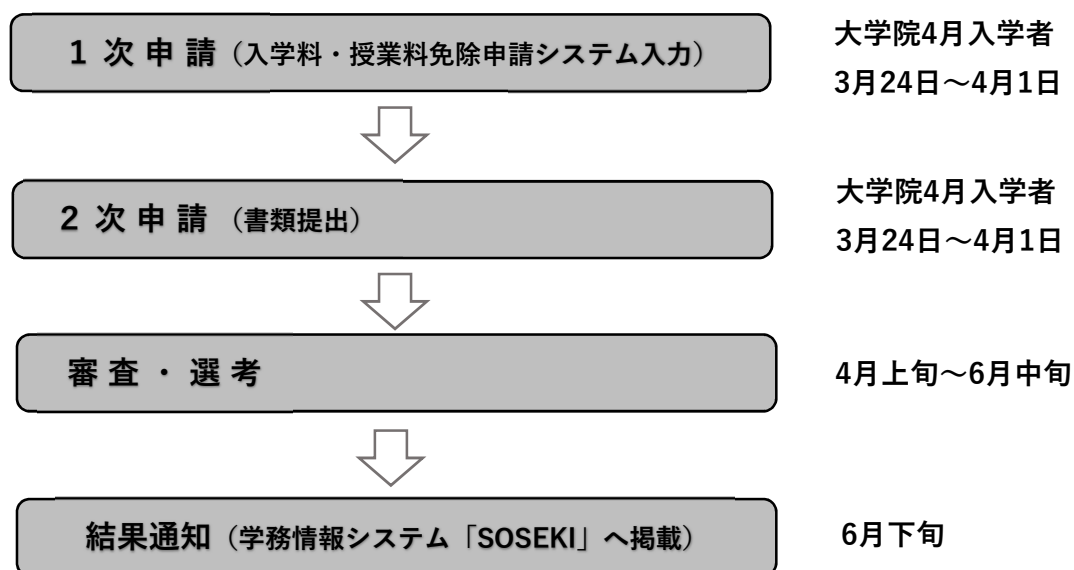
（1）全体の流れ

出願は、次の点に注意してください。

① 1次申請（申請システム）を終えていない場合、2次申請（書類提出）はできません。

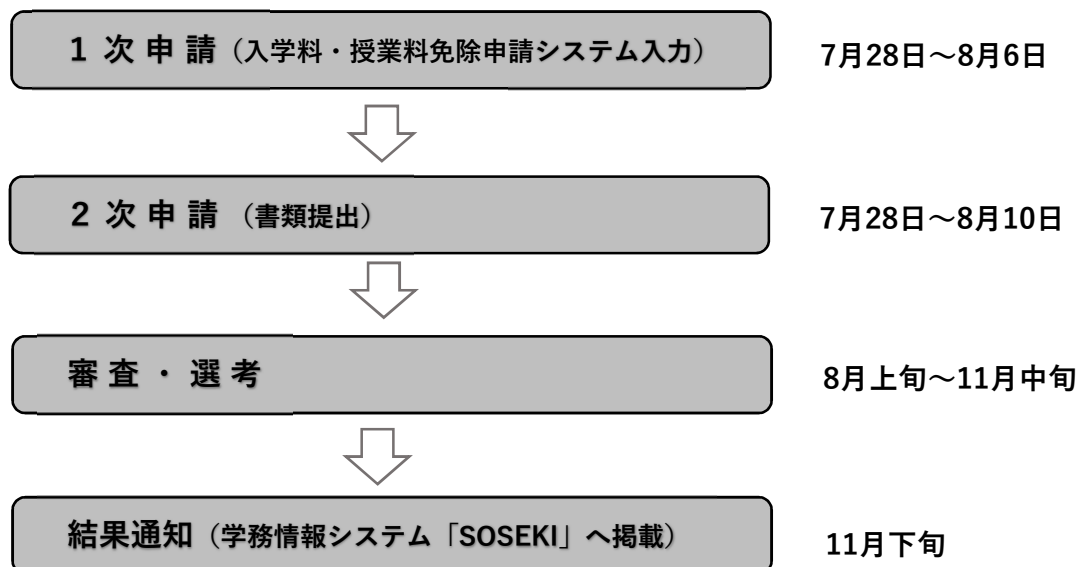
② 各申請期間（1次・2次）を過ぎてからは、一切受付ができません。

【通年（前期）】



【後期（授業料）】

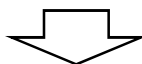
※通年（前期・後期）申請者で授業料免除前期の申請時点（4月1日）から、後期の申請時点（10月1日）の間で、その申請内容に変更「修正申請」がない場合は後期は申請不要です。通年での申請内容で審査されます。



(2) 各手続きについて

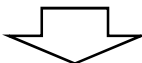
必要資料の準備

このしおりのP.5の「7. 提出書類」を確認して必要書類を事前に準備してください。様式は、本学公式ウェブサイト（大学生活＞入学料・授業料・奨学金等＞入学料免除・徴収猶予）に掲載しています。



1次申請（入学料・授業料免除申請システム入力）

※申請システム入力については、「申請システム入力方法」（後日、本学公式ウェブサイトに掲載します）を参考に行ってください。



2次申請（書類提出【郵送】）

1次申請後、「入学料・授業料免除申請システム」から提出必須の「申請書」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」を出力し、「該当者が提出する書類」を添付して、次の要領で郵送してください。

※提出前には、再度、不備や不足が無いか確認してください。

【郵送方法】「レターパックライト」のみ

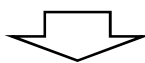
【提出期間（期限必着）】

令和3年3月24日（水）～ 4月1日（木）（大学院4月入学者）

【郵 送 先】〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40-1

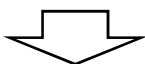
熊本大学学生生活課経済支援担当 宛

※書類提出は、「レターパックライト」（追跡確認ができるため）を使用し、品名欄に「受験番号」、「教育部等名」及び「入学料免除申請書類等」と記載して郵送してください。また、電話番号は必ず記載してください。



不備書類等の連絡（不備等がある場合）

- ・書類の不備等があった場合には、大学に登録されているメールアドレス等または、「レターパックライト」の連絡欄に記入されている連絡先等に連絡します。速やかに対応してください。連絡に回答がない場合や期限までに提出がない場合は、申請を取り下げたものと見なします。
- ・申請者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。



結果通知

- ・免除の最終判定の結果は、前期分は6月下旬、後期分は11月下旬に通知予定です。電子掲示板及び学内掲示により通知について連絡します。
- ・免除の結果は、学務情報システム「SOSEKI」に掲載しますので、学生本人が次の要領で確認してください。ご家庭（保護者等）へ郵便での通知は行っておりません。
<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く 「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「入学料免除」、「授業料免除」欄で結果確認

◎災害枠（災害救助法適用地域で被災した世帯の学生で家計急変となった場合）について

- ・全壊・大規模半壊の世帯は、罹災証明書と「災害枠 入学料免除申請書」及び「災害枠 授業料免除申請書」を申請システムを利用し、提出してください。
- ・半壊（床上浸水）の世帯は、罹災証明書と「災害枠 入学料免除申請書」及び「災害枠 授業料免除申請書」に加え、大学独自制度による入学料免除申請書及び授業料免除申請書と必要書類を併せて申請システムを利用し、提出してください。

7. 提出書類 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（共通）

※マイナンバー記載の書類を発行してしまった場合は、その部分を黒く塗りつぶして提出してください。

○入学料免除・徴収猶予申請書または授業料免除申請書

○添付書類

全員提出

- （様式1）授業料免除連絡票（入学料免除・徴収猶予申請には連絡票はありません）
- （様式2）アルバイト収入状況申立書
- （様式3）奨学金受給状況申告書

該当者が提出

- （様式4）源泉徴収票等貼付台紙
- （様式5）給与支給（見込）証明書
- （様式6）退職及び退職金支給証明書
- （様式7）在学状況及び授業料免除状況証明書
- （様式8）申立書・（様式8の2）就労に関する申立書
- （様式9）母子・父子世帯申立書
- （様式10）独立生計者申立書
- （様式11）長期療養証明書
- （様式12）単身赴任証明書
- （様式13）主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書
- （様式14）年金受給状況申告書
- （様式15）生活保護支給申立書

（1）申請者全員が提出する書類（必須）

提出書類	留意事項
入学料免除・徴収猶予申請書（A4版、3枚）	令和3年4月1日現在にて入力してください。片面で印刷のうえ、必ず1～3ページの左上をホチキス留めして提出してください。
授業料免除連絡票	令和3年4月1日現在にて入力してください。（様式1）
アルバイト収入状況申立書	該当がなくても「なし」で提出してください。（様式2）
奨学金受給状況申告書	受給していなくても「なし」で提出してください。（様式3）
市区町村発行の <u>最新の所得（課税）に関する証明書（原本）</u> ※ 収入 所得 課税額 これらの必要項目が全て記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、令和元年版（平成31年1月～令和元年12月）の証明です。	<u>幼児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明（1人1枚）が必要です。</u> 世帯分（家族で1枚）ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や18歳以上で収入がない方（予備校生を含む）の分もすべて必要です。 <u>※大学院生の場合は、必ず本人分も提出してください。</u> 申請者の兄弟姉妹が学生（就学者）の場合は必要ありません。

(2) 該当者が提出する書類 ※P.16にチェックリストがありますので活用してください。

※(1)の申請者全員が提出する書類(必須)だけでは審査ができません。本人と同一生計家族でP.6～P.7の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

(源泉徴収票(写)や確定申告書(写)を提出する場合も、市区町村発行の所得(課税)証明書は全員必要です。)

※ 同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※(写)以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人 チェック	証明書等	発行機関等
給与所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要) ※右の①～④について該当するものを全て提出。②～④に該当する場合は就労に関する申立書(様式8の2)も必ず提出のこと。		①令和元年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合 源泉徴収票(令和2年分)(写) ※複数の勤務先がある場合は、すべてを提出	勤務先
		②令和2年1月以降に就職・転職し、現在も継続して勤務している場合 給与支給(見込)証明書(様式5) 就労に関する申立書(様式8の2)	勤務先(様式5)
		③令和2年1月～令和2年9月に退職した場合(退職日が確認できるもの) 退職日 が確認できる以下のいずれかの書類 離職票(写) 、 源泉徴収票(令和2年分)(写) 、 退職及び退職金支給証明書(様式6)※(様式8の2)も併せて提出すること。	前勤務先(様式6)
		④令和2年10月以降に退職した場合(退職金がない場合も必要) 退職及び退職金支給証明書(様式6) 就労に関する申立書(様式8の2)	(様式8の2)は 所得者本人
給与所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		令和2年分確定申告書の 第一表・第二表・第三表 (税務署に提出した申告書控)(写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、 令和3年度市(町)県民税申告書等 の令和2年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		令和2年の中途以降に新たに事業を始めた場合 最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの(事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可) (様式8の2)	事業主本人
年金(恩給)受給者 ※公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付のうえ、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・ 最新の年金額改定通知書(写) ・ 年金振込(支払)通知書(ハガキ)(写) ・ 年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、共済組合、保険会社など
申請前6ヶ月以内(R2.10.1～R3.3.31)に 臨時所得(退職金、保険金など)がある場合		退職金源泉徴収票(写) 、 保険金支払証明書 など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの(退職金がある場合は、 退職及び退職金支給証明書(様式6) でも可)	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書 (休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は 傷病手当金通知書(写) など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写) など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証 など支給額が分かるもの(写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書 など扶助料(最近3ヶ月分)が分かるもの(写) 生活保護支給申立書(様式15)	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの(写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入(専業主婦を除く。)の者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書(様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合(本人及び配偶者)		採用決定通知書(写) 、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず本学の（様式7）を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写） 被爆者健康管理手帳（写）など	被 所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
申請前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に火災・風水害にあった世帯（※）		被（罹）災証明書、被災額証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命令によるものに限る。）		単身赴任証明書（様式12）及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書（様式13） ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
学資負担者が6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に死亡した場合		死亡が確認できる書類 （退職金・保険金・遺族年金等の支払（見込）金額が分かる書類も併せて提出すること。） ※Q&A⑩（14ページ）参照	保管中のもの 勤務先、関係機関

※災害救助法の適用となった災害により被災した世帯で、全壊・大規模半壊の世帯は、「災害枠」で申請してください。
半壊・床上浸水の世帯は、「一般枠」と「災害枠」で併願してください。

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1.所得税法上、父母等の扶養家族でない者 2.父母等と別居している者 3.本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下のいずれかの書類の提出により、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。 ・父母等の所得（課税）証明書など扶養関係を確認できるもの ・本人又は配偶者が筆頭の健康保険被保険者証（写） ・本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）の所得（課税）証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）など収入が確認できるもの	 市区町村など 本人所持のもの 市区町村、勤務先など

その他の証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
令和2年度に申請者本人が給付奨学金を受給した者（卒業・修了後、返還の必要がないもの）		奨学生の決定通知書（写） ※令和3年4月入学の新入生は、提出不要です。	本人所持のもの

- * 上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類の提出を求めることがあります。
 - * 所得（課税）証明書等の原本を提出する書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
 - * A4 サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定された貼付台紙に貼付のうえ、提出してください。
- 源泉徴収票等・・・様式4 ●年金に関するもの・・・様式14

《注意事項》

- ①給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管のうえ、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。
源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。
- ②年金受給者がいる場合は、様式14に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入のうえ、提出してください。

8. 入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書作成について

入学料免除・徴収猶予

令和3年4月1日現在で作成すること。

入学料免除・授業料免除申請システムへは、事前に下書きの申請書を作成し、入力すべき項目を確定した後、申請システムへ入力を行ってください。

入学料※

免除徴収猶予

申請書

令和3年4月1日

熊本大学長 殿

自然科学

研究科
教育部

理学

専攻

※
修士
博士(前期)
博士(後期)

課程

入進学年月 令和 3 年 4 月

※
入学・進学・編入学

学年 1 年

氏名(本人が署名すること) 熊 本 一 朗

入学料納入困難のため、令和3年度の入学料を(※免除・徴収猶予)くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。

(申請理由：本人が具体的に書くこと)

父は、衣料品店を営業していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上高が減少し、営業不振に陥っている状態です。

私は大学院生となり、勉学に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。

また、兄と弟を含めた3人の学費の出費も多く、家計に大きな負担となっています。

以上の理由により、入学料の納入が非常に困難なため、入学料の免除・徴収猶予を認めていただきますようお願いいたします。

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合、その年月、生活費の出所)

年 月～

・生活費の出所：

(1) 入学料免除・徴収猶予申請書
(1次申請で入力)

記載内容は令和3年4月1日現在の状況を入力してください。

なお、入力内容が、事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがありますので注意してください。

(2) 申請理由

①本人を主体にして入力してください。

記載内容は、申請時現在（令和3年4月1日現在）において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

※ローン返済は申請理由として相応しくありません。

②主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に入力してください。（主たる家計支持者が無職・失職中の場合、いつからその状況にあるのか、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について入力してください。）

③火災・風水害等の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に入力するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも入力してください（被害額証明書、被(罹)災証明書等が必要です。）。なお、災害

救助法の適用となった災害により被災した世帯（全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水）の学生は、火災・風水害等の事情での申請ではなく、『災害枠』の申請書によって申請してください。

授業料免除

令和3年4月1日現在で作成すること。

入学料免除・授業料免除申請システムへは、事前に下書きの申請書を作成し、入力すべき項目を確定した後、申請システムへ入力を行ってください。

授業料免除申請書

令和3年4月1日

熊本大学長 殿

学部	学科	※ 修士 博士(前期) 課程 博士(後期)
自然科学	研究科 教育学部	理学 専攻

入進学年月 令和 3 年 4 月 ※ (入学・進学・編入学)

学年 1 年

氏名 (本人が署名すること) 熊 本 一 郎

授業料納入困難のため、令和3年度の授業料を(※ 通年・後期分) くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。

(申請理由：本人が具体的に書くこと)

父は、衣料品店を経営していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上高が減少し、営業不振に陥っている状態です。

私は大学院生となり、勉強に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。

また、兄と弟を含めた３人の学費の出費も多く、家計に大きな負担となっています。

以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

_____年 _____月～

・生活費の出所：

休 学 歴	期間	～	理由	※ 病気・留学・その他（ ）
	期間	～	理由	※ 病気・留学・その他（ ）
	期間	～	理由	※ 病気・留学・その他（ ）

(1) 授業料免除申請書 (1 次申請で入力)

記載内容は令和3年4月1日現在の状況
を入力してください。

なお、入力内容が、事実と異なることが
判明した場合は、免除が許可となっても許
可を取り消す等、処分の対象となることが
ありますので注意してください。

(2) 申請理由

①本人を主体にして入力してください。

記載内容は、申請時現在（令和3年4月1日現在）において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

※ローン返済は申請理由として相応しくありません。

②主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に入力してください。（主たる家計支持者が無職・失職中の場合、いつからその状況にあるのか、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について入力してください。）

③ 火災・風水害等の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に入力するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも入力してください（被害額証明書、被_レ罹_レ災証明書等が必要です。）。なお、災害

救助法の適用となった災害により被災した世帯（全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水）の学生は、火災・風水害等の事情での申請ではなく、『災害枠』の申請書によって申請してください。

(3) 休學歷

申請時現在に在学している課程において休学歴がある場合は、その期間・理由を入力してください。

(3) 家庭調査票

① 学生番号

学生番号は空欄のまま提出してください。

家 庭 調 査 票									
学生番号	5					13	フリガナ	クマモト イロウ	
							氏 名	熊本 一朗 (23歳)	
住所等	〒 860-0000	熊本市中央区黒髪〇丁目〇ー〇				〒 866-0000	八代市〇〇町〇〇		
本人	TEL 090-0000-0000					TEL 0965-00-0000			
続柄	氏 名	年 齢	現在の職業	給与所得の計 (税込) (千円)	給与所得以外の所得計 (税込) (千円)				
本人				15	20				
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○別居者に×)	父	熊本太郎	54	衣料品小売業	25	入力不要			
	母	春子	52	農業	35				
	姉	夏子	26	会社員 (R2.6~)	45				
	祖父	秋夫	77	専従者	55				
	祖母	冬子	75	なし	65				
					75				
				85	90				

② 住所

令和3年4月1日現在とし、本人欄と家庭欄の両方を入力してください。引越しの予定がある者は引越先の住所を入力してください。

引越の予定があり、住所が決まっていない場合は、引越予定と入力してください。

③ 就学者を除く家族

1) 「氏名」欄は同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする方で、就学者を除いた家族の全員を入力してください。就学者(小学生以上)は(6)就学者(本人以外)の欄に入力してください。

2) 「年齢」欄は必ず入力してください。

3) 「現在の職業」欄は、無職の場合も空欄にせず、「無職」と入力してください。前年又は本年の途中から就職(業)の場合は、その年月を()書きしてください。

4) 主たる家計支持者に○印、別居者(単身赴任者などをいう)に×印をつけてください。

父又は母が死亡・生別の場合は、氏名欄に記名の上()で囲み、その年月等を(7)特別控除の「母子・父子世帯」欄に入力してください。《※例：(熊本太郎)》

※配偶者がいる場合は、父又は母の欄を空欄とし、母の下に「妻(夫)」と入力し、氏名等を入力してください。(他欄には入力しないこと。)

(4) 「収入状況欄」は入力不要です。

区分	続柄	本人 (千円)	父 (千円)	母 (千円)	姉 (千円)	祖父 (千円)	祖母 (千円)	備考	
収入状況	給与所得 (注1)	給料・賃金							
		役員報酬							
		専従者給与							
		年金・恩給							
		失業給付金							
		生活扶助費							
		アルバイト							
	給与所得以外の所得 (注2)	計							
		商業	商 業						
			工 業						
農・林業									
漁 業									
その他の所得		家賃							
		地代							
		利子・配当							
		内職							
臨時所得		退職金							
	保険金								
	資産譲渡								
	山林所得								
計									

注1. 給与所得は、前年1年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額)を記入すること。

注2. 給与所得以外の所得は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。

①通学区分

就 学 者 の 居 住 地 の 区 別	通学区分	当年度受給状況		日本学生支援機構奨学金 ※116		2:二種 3:併用		奨給額(年額) (千円)	奨給額(年額) (千円) ※117 入力不要			
		※115 1. 自宅 2. 自宅外	前年度 奨学金 受給状況 (月額)	給付奨学金(卒業後返還しなくてよい奨学金)のみ記入。貸与奨学金(卒業後返還を要する奨学金)については記入しない。 奨学金名: ○○奨学金	(30) 千円	氏名	在学学校			通学 区分	前年度状況(国立学校の就学者のみ記入) 授業料免除状況	授業料 年額(千円)
		設置 区分				前期	後期					
者	A	冬彦	※121 1:国立	※122 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 熊本大学(理学部) (4)年	※123 1:自宅 2:自宅外	※124 0:無 1:全額	※125 0:無 1:全額	126 536				
			2:公立 3:私立			2:2/3, 半額, 1/3	2:2/3, 半額, 1/3					
者	B	大地	※129 1:国立 2:公立 3:私立	※130 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ○○○○高校 (2)年	※131 1:自宅 2:自宅外	※132 0:無 1:全額	※133 0:無 1:全額	134				
						2:2/3, 半額, 1/3	2:2/3, 半額, 1/3					
者	C	千春	※137 1:国立 2:公立 3:私立	※138 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 医療ビジネス専門学校(福岡) (2)年	※139 1:自宅 2:自宅外	※140 0:無 1:全額	※141 0:無 1:全額	142				
						2:2/3, 半額, 1/3	2:2/3, 半額, 1/3					
者	D	千夏	※145 1:国立 2:公立 3:私立	※146 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ○○○中学校 (1)年	※147 1:自宅 2:自宅外	※148 0:無 1:全額	※149 0:無 1:全額	150				
						2:2/3, 半額, 1/3	2:2/3, 半額, 1/3					
者	E		※153 1:国立 2:公立 3:私立	※154 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名	※155 1:自宅 2:自宅外	※156 0:無 1:全額	※157 0:無 1:全額	158				
						2:2/3, 半額, 1/3	2:2/3, 半額, 1/3					

日本学生支援機構の貸与型奨学金について、令和3年度1年間（R3.4～R4.3）に受給予定の日本学生支援機構奨学金の種類について入力してください。（申請中のものは入力しないでください。）

令和2年度1年間（R2.4～R3.3）
に受給した給付奨学金（卒業後返還を
要しない奨学金）について入力してく
ださい。

各種学校（予備校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校、インターナショナル・スクール等）に在学している者や、大学の研究生、聴講生、科目等履修生等は就学者に該当しませんので、「就学者を除く家族」欄に入力してください。

③「在学校」

- 1) 学校名は正式名を入力し、熊本大学在学の場合は、学部又は研究科・教育部名を（ ）書きしてください。
- 2) 令和3年4月から小・中・高校又は大学等への進学が予定されている就学者がいる場合で、申請時点で進学先が未定の場合は、進学予定者の学校名を（ ）書きしてください。
- 3) 学年は、**令和3年4月1日現在**で入力してください。

11

「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）について

- ①高校生以上の就学者については、必ず「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）を提出してください。
様式7以外による証明書（在学証明書等）は受付できません。
- ②令和3年4月に高等学校、大学、専門学校等に進学予定の場合は、入学後直ちに進学先から証明を受けて、提出してください。この場合に限り、（様式7）の提出期限は令和3年4月23日（金）とします。
- ③就学者が令和2年度より引き続き令和3年4月以降も進級等で同じ学校に在学する場合（上記②以外）は、現在の学年で証明を受け、申請受付期間内に提出してください。
- ④証明書を提出後に退学等、証明内容に変更があった場合は、速やかに経済支援担当まで申し出てください。

（7）特別控除

特別控除を希望する場合は、必要事項を入力の上、必要書類を提出してください。区分に該当する方がいても、控除を希望しない場合は不要です。

①母子父子世帯

父又は母のどちらか一方あるいはその両方が死亡・生別の場合は、「就学者を除く家族」欄に（ ）書きにて入力の上、この欄にも入力してください。

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月) 父無 死亡・生別 (年 月)	201	0:該当せず 1:該当					
	障害者のいる世帯	続柄 (祖父) ※ 障害者・原爆被爆者 (障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分 () 続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者 (障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分 ()	202	人					
	長期療養者のいる世帯	続柄 (祖母) 療養期間 30年8月から ※ (入院・通院・自宅療養) 1ヶ月当たり療養費 30 千円 続柄 () 療養期間 年 月から ※ (入院・通院・自宅療養) 1ヶ月当たり療養費 千円	203	合計 (年額) (千円)					
	主たる家計支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208						
	火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯	被害内容 火災 被害額 3000千円	213						
大 学 認 定	家 族 数	218	人	居住地	220	A: A級地 B: B級地	学 力	223	0:不適用 1:適用
	申請区分	224	1:一般 2:家計 3:学力 4:事由 5:事情 (家計支持者死亡) 6:事情 (災害) 7:事情 (その他)		227				
	社 会 人	228	0:該当せず 1:該当	特別控除 (家賃) 千円	229				

②障害者のいる世帯は障害者手帳、要介護手帳、医師の証明書等により入力してください。
原爆被爆者については、障害の有無を○で囲み、要介護者については、要介護状態区分を入力してください。
(手帳のコピーや証明書等と年金を受給している場合はその内容を申告 (様式14) してください。)

※ 印は、該当するものを○で囲むこと。

大学認定欄 (網掛け部分) は記入しないこと。

- ③長期療養者のいる世帯は、6ヶ月以上療養中又は療養見込の者について、1ヶ月平均療養費を入力してください。(入院の場合の食費は除く。)(様式11を提出してください。)
- ④主たる家計支持者が別居のために、特別に支出している住居費、光熱・水道費の1ヶ月平均月額を入力してください。(様式12、13を提出してください。)ただし、勤務先から命令された単身赴任で、別居のため特別に支出している実費が単身赴任手当等の金額を上回る場合のみ、控除の対象となります。自己都合の別居は対象外ですのでご注意ください。
- ⑤火災、風水害、盗難等の被害を受けた場合、支出が増大したり、収入が減少して将来(長期)にわたり著しく困窮状況におかれると認められる場合に限りです。※提出資料等を例として示します。

- ・火災⇒火災時の写真3枚程度、火災保険通知書(金額入り)のコピー等
 - ・風水害⇒風水害の被害が分かる写真3枚程度、風水害支出の領収書等
 - ・盗難⇒警察署への被害届のコピー、盗難された品物の一覧及び金額がわかるもの等
- ※火災、風水害等で被害があった場合は、写真貼付台紙に写真を貼付してください。

9. 入学料免除及び授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

入学料免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

本人＝自宅通学、奨学金受給無し、アルバイト収入無し

父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	3,880	4,900
	3名	6,050	7,530
	4名	6,780	8,210
	5名	7,230	8,780
自宅外通学	1名	4,515	5,540
	3名	6,640	7,970
	4名	7,220	8,650
	5名	7,670	9,220

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	2,100	2,820
	3名	3,620	4,950
	4名	4,200	5,630
	5名	4,650	6,200
自宅外通学	1名	2,540	3,260
	3名	4,060	5,390
	4名	4,640	6,070
	5名	5,090	6,640

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（学業優秀と認められ、経済的に入学料・授業料の納入が困難な者）に対して行われます。

学業成績基準はしおりの4ページをご覧ください。

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で入学料・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

10. 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除に関するQ&A

1 次申請（申請システム入力）

		質問	回答
申請 手続	①	徴収猶予は申請せずに、入学料免除のみ申請する方が、免除が許可されやすいのですか。	免除のみを申請したか免除・徴収猶予を併願したかで、免除の許可又は不許可の結果に影響はありません。 <u>免除申請者は、徴収猶予を併願することをお勧めします。</u>
	②	入学料免除・徴収猶予と同時に授業料免除も申請するのですが、提出書類は2セット必要ですか。	証明書類等の提出は1セットで結構です。
	③	1次申請、2次申請とは何でしょうか。	学部生（新入生を除く）及び大学院生は、令和3年度から入学料・授業料免除申請は、申請システムによる入力が必要になります。 1次申請（申請システム入力）及び2次申請（書類提出）を完了することで受付します。
	④	授業料免除申請は、1年に1回すればよいのでしょうか。	通年（前期・後期）申請の場合、授業料免除前期の申請時点（4月1日）から、後期の申請時点（10月1日）の間で、世帯の構成員の増減、就学者の増減、就職/退職した人、年金等の受給開始等が無ければ提出の必要はありません。
	⑤	1次申請確定後に間違いに気づいた場合、変更したいのですが、可能でしょうか。	1次申請期間内であれば、申請内容の修正は可能です。申請期間が過ぎた後に修正する場合は、経済支援担当まで連絡して下さい。

2 次申請（書類提出）

		質問	回答
提出 書類	⑥	2次申請の受付期限までに一部の書類が間に合いません。	レターバックライトで郵送する際に、不足書類がある場合は「授業料免除連絡票」に提出予定日を記入して同封してください。間に合わない書類は、提出予定日までに別途送付してください。
	⑦	源泉徴収票は、コピーでいいですか。	コピーを提出してください。
	⑧	高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する「在学証明書」でもいいですか。	各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況等が確認できないため、証明書として受領できません。必ず、本学所定の（様式7）をご使用ください。
	⑨	弟が3月に高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、どちらの学校の分を提出すればよいですか。	4月1日以降の状況についての証明が必要です。4月から新しい学校へ進学予定の場合は、入学後、進学先の学校で証明を受けたものを、進学予定者の提出期限までに提出してください。この場合、申請時には、申請書の就学者の欄に進学予定者の氏名や学校名を入力しておいてください。
	⑩	親は会社員ですが、所得（課税）証明書と源泉徴収票(写)のどちらも必要ですか。	どちらも必要です。所得（課税）証明書で所得の種類（給与収入・営業所得・農業所得等）やその他の所得（不動産や雑所得等）を確認し、それぞれについて、給与収入であれば源泉徴収票（写）で、営業・農業所得や不動産所得等であれば、所得税の確定申告書（写）、あるいは市（町）県民税申告書（写）で収入又は所得の金額を確認します。
	⑪	母は専業主婦で収入がありません。収入がない人も所得（課税）証明書は必要ですか。	収入が無かったことを証明するために必要です。無職であっても、不動産所得等がある場合がありますので、確認のために提出をお願いします。
	⑫	祖父母は年金受給者ですが、所得（課税）証明書は必要ですか。	必要です。収入が年金のみの場合は、所得（課税）証明書と（様式14）を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付が新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出してください。[年金額改定通知書（写）、年金振込通知書（写）、年金の源泉徴収票（写）]
	⑬	家族に無職の者がいますが、所得（課税）証明書は必要ですか。	必要です。所得に関する証明書に加え、18歳以上で就労可能な無職・無収入の人がいる場合は、無職であることの申立書（様式8）も提出してください。
	⑭	弟が3月に大学を卒業し、4月から就職しますが、何を提出すればよいですか。	4月の入社以降に、給与支給（見込）証明書（様式5）を提出してください。 なお、 実家から離れて別生計になる場合は、何も提出する必要はありませんし、申請書の家族欄に記入する必要もありません。
	⑮	父（学資負担者）が3月に退職します（した）が、提出書類は何か必要ですか。	次の書類が必要です。※3～6は該当する全てについて提出してください。就労に関する申立書（様式8の2）はいずれの場合も併せて提出が必要です。 1. 所得（課税）証明書 2. 退職及び退職金支給証明書（様式6） 3. 失業手当を受給する場合：雇用保険受給資格者証（写） 4. 転職した場合：給与支給（見込）証明書（様式5）（新しい職場で証明を受けてください。） 5. 無職となり失業手当を受給しない場合：無職であることの申立書（様式8） 6. 年金を受給する場合：年金決定通知書（写）
その他	⑯	父（学資負担者）が、1月に亡くなりました。どのような書類を提出すればよいですか。	1. 死亡が確認できる書類（死亡診断書（写）、戸籍抄本等） 2. 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの（保険金支払計算書（写）等） 3. 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの（様式6等） 4. 遺族年金があれば、その金額が分かるもの（年金振込通知書（写）等） 5. 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書（様式8）
	⑰	授業料の口座自動引落としをしていますが、免除申請中の引落としはどうなりますか。	免除の許可又は不許可の決定があるまでは、申請中の学生の口座自動引落としは行いません。決定後、引き落とすことになります。
	⑱	学業成績の基準について教えてください。	・大学院(修士課程・博士前期課程) 1 年次：本人が在籍する研究科・教育部における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者 ・大学院(修士課程・博士前期課程) 2 年次以上：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科・教育部が定める一定基準以上の者 ・大学院博士課程・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科・教育部が求める一定基準以上の者
	⑲	両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがないだけでは、独立生計者にはなりません。 <u>次の1～3の全てに該当することが、独立生計者の条件です。</u> 1. 所得税法上、父母等の扶養でないこと。 2. 父母等と別居していること。 3. 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得に関する証明書が発行されること。

【申請に当たっての注意点】

- 申請（1次及び2次）は、必ず申請者本人が行ってください。代理人による申請は認められません。
- 1次申請（申請システム入力）後、2次申請（書類提出）を行わなかった場合は、申請を取り下げた者として取り扱います。この場合、後日、申請の取下げ願いを提出していただきます。
- このしおりを熟読のうえ、提出書類は不備・不足のないよう早めに準備してください。不備・不足がある場合は、事実確認ができないため選考から除外する場合があります。
- 提出期間を過ぎての申請は、一切受け付けません。ただし、学資負担者の死亡等による家計急変の際は、授業料の納入期限内の窓口開室時間にご相談ください。
- 1次申請期間後、記載事項に変更があった場合は、速やかに学生生活課経済支援担当まで届け出てください。本人の休学や退学、家族の就職や離職、死亡、兄弟姉妹の退学等が対象です。
- 学期途中からの休学・復学、また、学期途中で修了・退学を予定している場合は、授業料免除の申請が出来ません。申請後にこのような事由が発生した場合は、申請取り下げとなりますので速やかに申し出てください。
- 記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがあります。
- マイナンバー制度の運用が開始されましたが、大学ではマイナンバーを受領できないため、免除申請に添付する各種証明書等は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。なお、マイナンバーが記載された各種証明書等の交付を受けた場合は、当該マイナンバー部分を油性のマジック等で塗りつぶしたうえで提出してください。

【個人情報の取扱いについて】

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

保護者の皆様へお願い

■入学料免除・徴収猶予及び授業料の申請は、学生本人の申請となっており、学生自身がきちんと理解して申請する指導しております。

また、免除結果も学生自身が学内のパソコンから確認するようになっており、保護者の方への結果通知や郵送は行っておりません。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

〒860-8555

熊本市中央区黒髪2丁目40-1

熊本大学生生活課経済支援担当

電話：096-342-2126

窓口開室時間：平日 8:30～18:15

MAIL：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

提出の必要はありません。

【提出前セルフチェックリスト】

しおりを熟読のうえ、必要書類を全て揃えて提出しましょう。提出期間に合わせて計画的に準備をしましょう。

※書類はマイナンバーの記載がないものを提出すること！

		本人	父	母	夫(妻)	兄	弟	姉	妹	祖父	祖母	他
全 員 提 出	1-1.入学料免除・徴収猶予申請書											
	1-2.授業料免除申請書											
	2.授業料免除連絡票 (様式1)											
	3.アルバイト収入状況申立書 (様式2)											
	4.奨学金受給状況申告書 (様式3)											
給 与 ・ 所 得 関 係	5.市区町村発行の最新の所得（課税）証明書（原本）1人1枚 ※市県民税等まで証明されたもの（非課税の場合も必要）											
	令和2年分源泉徴収票（写）（貼付台紙） (様式4)											
	給与支給（見込）証明書 (様式5)											
	令和2年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表)											
	令和3年度 市(町)県民税申告書等（写）											
	年金受給状況申告書 (様式14)											
	最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)											
	退職及び退職金支給証明書 (様式6)											
	退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など（写）											
	雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）（写）											
	休職証明書・傷病手当金通知書など（写）											
	育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証（写）											
	児童手当等支払通知書（写）または受給金額がわかるもの（写）											
	最新の児童扶養手当証書（写）など受給金額がわかるもの											
	生活保護支給申立書 (様式15)											
	最新の保護決定通知（写）（受給金額がわかるもの）											
	申立書（無収入などを申立書に記入） (様式8)											
	就労に関する申立書 (様式8の2)											
	日本学術振興会特別研究員採用決定通知書（写）											
特 別 控 除 関 係	母子・父子世帯申立書 (様式9)											
	在学状況及び授業料免除状況証明書 (様式7)											
	身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など（写）											
	長期療養証明書 (様式11)											
	単身赴任証明書 (様式12)											
	単身赴任等に係る支出状況申告書 (様式13)											
独 立 生 計 者	学資負担者の死亡が確認できる書類（写）											
	独立生計者申立書 (様式10)											
	本人又は配偶者が筆頭の健康保険者証（写）											
	父母等との別居が確認できるもの											
該 当 者	本人（配偶者も）の所得に関する証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）											
	奨学生の決定通知書（写）（新入生を除く。）											